

別紙

個人情報保護に関する特記事項

1. 守秘義務及び個人情報取扱い

- (1) 受託事業者は、本業務の実施にあたり、「個人情報の保護に関する法律」及びその関連法令ならびに「牧之原市個人情報保護条例」及び「牧之原市個人情報保護条例施行規則」その他関係要綱等を遵守すること。
- (2) 受託事業者は、プライバシーマークを取得していること。
- (3) 受託者は、本業務で取り扱う個人情報について、第三者に漏えい及び開示並びに目的外利用を行ってはならない。また、本業務の実施に必要な場所を除き、指定された以外の場所へ持ち出してはならない。なお、上記取扱いは本業務終了後においても同様とする。
- (4) 受託者は、業務責任者、副責任者及び業務従事者（以下「業務従事者等」という。）から、本業務委託の契約終了後及び退職後においても有効な、個人情報及び機密情報の漏えい及び目的外利用をしない旨の誓約書を徴し、その写しを業務開始までに、委託者に提出すること。なお、業務開始後に業務従事者等を新たに雇用した場合には、その都度速やかに上記誓約書の写しを委託者に提出すること。
- (5) パソコン、システム端末の操作を行なうため、委託者から付与されたID・パスワードの管理を厳格に行なうとともに、他に知られることのないようにすること。

2. 個人情報を記録した文書等の取扱い

- (1) 受託者は、本業務で取り扱う個人情報等を記録した届出書、通知書等（以下「届出書等」という。）について、漏えい、紛失、毀損等が発生しないよう必要な措置を講じること。
- (2) 受託者は、業務仕様書等に定まる場合を除き、届出書等の全部又は一部の複写複製等を行ってはならない。また、複写複製等を防止するため必要な措置を講じること。

3. 情報機器等の持込制限

業務従事者等及びその関係者に関わらず情報端末（携帯電話、スマートフォン、パソコン、タブレット等の周辺機器を含む）及び記録媒体（USBメモリ等）（以下「情報端末等」という。）の持込を禁止する。ただし、業務責任者が受託者の本部への報告業務や業務従事者への連絡調整等のため指定された執務場所に持ち込む場合には、機器名、仕様、用途等を報告のうえ、事前に委託者の許可を得ること。なお、下記についても留意すること。

- (1) 許可を得て持ち込んだ端末を委託者のネットワークに接続することを禁止する。
- (2) 情報端末等の保管場所、使用場所等については委託者を協議のうえ決定する。